

第4章 科学の発展と組織の拡充

第1節 教養部の教育改革

教養部の設置に至る経緯、教養部発足後の主として同部によって担われた一般教育内容の変化（総合科目・少人数クラス・「くさび型」教育・新カリキュラム導入等）と一般教育組織の改編、教養部廃止にいたる経緯については、特論1「熊本大学における教養教育」に、教養部廃止以降の教育については部局史編第4編第12章「教養教育実施機構」に詳述があるため、本節においては、教養部の主な教育改革を中心に記述することにする。

戦後の大学教育における最大の変革は、「一般教育」という概念の導入であったといつてよい。1949（昭和24）年9月の第1回入学式の学長事務取扱の式辞においては、「大学の目的が研究と教育である事は従来と変わらないが、此度の学制改革の最も大きな狙いは教育面に於ける一般教養であります」とされ、従来の大学教育があまりに専門的であり職業的であったため、人間形成のためにはいかにも視野が狭く、融通性に欠けるきらいがあったことが述べられていた。そして、新制大学にあっては、専門家や学者を作る前にまず良識ある社会人を作ることが主たる目的であり、「この点に於て重要な役割を演ずるものが、一般教養であります」とされた。

この一般教養については、新制大学発足後、学内措置として一般教養科目に関係する全教官によって構成された教養部が設置され運営されてきた。

1952（昭和27）年までの『熊本大学学生便覧』（以下『便覧』という）には「一般教養部は一般教養課程を最初の二年間に於て、各学部に進学するに必要な科目と単位を修得するところである」と記されており、専門教育へ進むための課程であるとされている。

1953（昭和28）年には学則改正により「教養科目」という名称が「一般教育科目」へと変更され、その年度の『便覧』からは、教養教育の目的が「新制大学は将来自由な社会の推進力となる立派な市民を養成する為の一般教育の基盤の上に、順を追って専門分野の教育を施すのを建前とし、一般教育課程は人間としてのかたよらない知識を身につけ、真理探究の精神を涵養する新制大学の根幹的位置を占めるものである」と改められた。つまり、専門教育との連携は認めつつも、「一般教育科目」は必ずしも専門課程の教育目的と一致しない点があると述べられている。

その後1962（昭和37）年3月、国立大学協会の一般教育特別委員会は「大学における一般教育について」の中で、一般教育の目的を「その専門の如何にかかわりなく、人生と学問体系における自分の専門の正しい位置を理解させるとともに、将来彼らが社会人として行動するに必要と考えられる教養を与えること」と規定した。

1964（昭和39）年4月には、「国立大学設置法施行規則」の改正により、本学に教養部が正式に設置された。以後1997（平成9）年3月に同部が廃止されるまで、教養教育は同部が中心となって運営されてきた。

教養部発足の年に学生に配布された「一般教育課程の案内」を見ると、「一般教育の履修にあたって」において「特定の専門的知識あるいは技術的訓練のみを教授するだけでな

く、思考の方法および学問の成果を理解し得る能力を養ない、将来社会の構成員として必要な一般的教養を身につけさせようというものである」と説明した上で、一般教育の大いなる意義は「人間完成を目標にする」¹とあるとしている。更に、翌1965（昭和40）年の「一般教育課程の案内」からは、一般教育の目的として「決して専門課程のための準備教育ではないから一般教育課程の授業を軽視することのないよう注意されたい」²と付言されるようになった。

この一般教育課程に在籍する期間は、専門教育の準備というそれまでの位置づけに代わって、独自の人間形成の上で重要な時期と位置づけられている。この位置づけは全国の国立大学に共通するものであったが、草原克豪がその著作において「一般教育科目の導入は間違いではなかったが、その理念に対する十分な理解を欠き、一般教育と専門教育を分断したところに重大な問題があった」³と一般教育科目の導入によって生じた問題点を指摘しているように、本学においても、一般教育と専門教育をどのようにして有機的に結合させるかが大きな課題となった。

一般教育は、上記のような趣旨と目的をもって実施されることになったが、年を追うごとに、その抱える問題点が明らかになってきた。その問題点としては、①一般教育担当教職員数の不足と非常勤講師への依存度の高さ、②教官数に比べて学生数が多く、マスプロ教育に偏りがちなこと、③学部 비해研究費や施設・設備の面で劣勢な状況に置かれていること、④低学年教育担当のための教員自身の研究内容と教育内容との著しい乖離、⑤学生の通過集团的色彩による指導上の問題などがあり、この背景には大学教育における一般教育の理念や制度的位置づけ、教育・研究条件の問題、更に、いわゆる「大学の大衆化」に伴う学制の質・量両面にわたる変化等が挙げられる。

こうした問題点を改善するためとして、1968（昭和43）年度から少人数クラスの授業が開始された。人文分野では哲学・心理学・国文学・外国文学（英文学・独文学）が、社会分野では政治学・日本史・西洋史が、自然分野では数学・物理学がこれに充てられ、いずれも1科目50名を限度とするものであった。

また、1964（昭和39）年度から「総合科目」が開講されたが、1年間で中断、現行の形の総合科目として再開されたのは1970（昭和45）年度からで、初年度は「情報」「医学概論」、翌1971（昭和46）年度は「情報」「言葉と人間」「医学概論」、1972（昭和47）年度は「情報」「言葉と人間」が開講された。総合科目は、1授業科目を複数の教官が担当して、総合的思考力を養成すること及び専門課程との有機的関連性を深めさせることが狙いであった。「情報」と「言葉と人間」は、受講希望者は1科目のみ受講可能で、1科目80名を上限とし、法文・教育学部学生は自然科学分野の4単位、理・工・薬・医学部学生は人文分野の4単位に充てられた。

しかし、こうした努力も根本的な解決策とはならず、問題点を残したまま経過し、一定の評価を認める声もある反面、理念と現実の乖離が指摘され、一般教育の形骸化・空洞化が懸念される状況になった。こうして1972（昭和47）年5月、熊本大学改革委員会が一般教育のあり方について出した「教育課程と教育体制について（答申）」の中で、「くさび型」教育が提言された。この提言は、大学教育における一般教育は、自らの専攻分野とは異なる領域の学問の概念を学び、異なった視角を理解することによってその専攻する学問の領域を深め、より創造的に展開することができるとした上で、本学においてはこの目的が達

成されているとはいえない状況にあることに鑑みて、教養部の担当している一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び基礎教育科目に関する理念を明確にする必要があるとした。

また、従来の教養課程における問題点の1つとして、初年次に履修する科目に専門的色彩が希薄なこともあって入学時における学問への情熱と意欲を失わせる傾向にあるとの指摘があり、他方で専門各分野の分化と発展が著しく、学生の習得すべき学問の領域の拡大もあって、専門教育を初年次から開始することが必要であるとの意見も強かった。

こうしたことから答申には、一般教育科目は全在学期間を通して履修されることが望ましく、いわゆる「くさび型」が適当であるとして、問題の解決のために全学的な協力体制が早急に作られる必要性を訴えて全学教育員会（仮称）の設置を提案するという内容が盛り込まれた。

この答申が出された背景には、本学内において、一般教育は急速に進歩を遂げる専門知識の習得の障害となるという意見と、早期に専門化することには弊害があり、それを防ぐために一般教育を重視して拡充強化すべきという意見の、2つの相反する意見の相克があった。一般教育は旧制大学の専門教育偏重の是正のためであったことを考えれば、それを否定する方向で捉えるべきでない。しかし、一般教育の理念に基づく教育が必ずしも展開されてきたとはいえない。一般教養に関する科目（一般教育科目・外国語科目・保健体育科目・基礎教育科目）を円滑に実施する組織として教養部が設置されたが、教養教育は1・2年次で修了させることを原則としており、専門課程とは分離して実施されている。このことが一般教育を専門課程の予科的なものと誤解させる要因の1つとなった。加えて、教養部所属教官は制度上教育のための組織に属しており、研究条件に恵まれない環境に置かれていた。また、教養教育は多人数教育と多数の非常勤講師に頼らざるを得ない状況にあった。

このような状況を改善するために、多人数教育の弊害の改善、少人数教育の拡大、教育機器の導入などの検討が求められたのである。

「くさび型」教育課程については、外国語科目及び保健体育科目をどう位置づけるのが問題となり、外国語教育に関しては学術の国際交流の必要性に鑑み、英語では少なくとも確実に「読み書き」できる能力の養成、未修外国語（本学では特にフランス語・ロシア語・中国語）では読解能力養成を主眼を置くことが望ましいという意見が多数を占めた。

これらの教育改革に伴い、教育施設として、図書館の拡充、情報科学センター・教育学センター・外国語センター・保健管理センターなどの設置の必要性が論じられ、これらを具体的に検討するための全学教育委員会（仮称）の設置が急務として提案されたものである。

この答申は、同年6月29日の第293回評議会において審議され、各部局において十分検討した上で評議会に持ち寄ることになった。同年9月14日の第294回評議会において開示された各部局の検討結果は以下のとおりであった。

- ・法文学部 「くさび型」に賛成、全学教育委員会の設置には意見が相半ばしている。
- ・教育学部 「くさび型」に賛成ではあるが、実施には困難が伴うのではないかと。全学教育委員会の設置には大体答申に賛成である。
- ・理学部 全学教育委員会の設置には賛成する。

- ・医学部 全学教育委員会は設置すべきであると思うが、医学教育の特殊性も考慮に入れて教養部での教育について検討してもらいたい。
- ・教養部 答申に賛成するが、直ちに「くさび型」に全面的に切り替えるのは実施面で困難である。

こうした意見を踏まえ継続審議することとなり、同年11月4日の第295回評議会では体質医学研究所・工学部・薬学部から検討結果が報告された。学長からは、報告が概ね賛成であることを受け、将来構想案等も十分勘案した上で、全学教育委員会のあり方など具体的な案を提示したいとの発言があった。

その後1974（昭和49）年6月26日、熊本大学教育委員会（委員長・古川昌弘教授）が「くさび型」教育を早期に実施に移すべきであるという答申を黒田正巳学長に提出した。

この答申は同年7月1日の第314回評議会で審議され、教育委員会の存続と併せて9月の評議会で審議されることになった。そして9月26日の第317回評議会において1976（昭和51）年から実施の方向で各学部が努力することになった。一方、教育委員会の存続の可否については意見が分かれ、11月の評議会まで検討することになった。11月28日の第321回評議会では教育委員会存続の可否が審議され、意見が分かれたが、現在の教育委員会は「くさび型」教育の答申をもって解散とし、今後の教育委員会のあり方については改革委員会の意向を聴取し改めて検討するという学長の提案が了承された。

なお、「くさび型」教育の実施に向けて、各学部等の教務委員で構成される委員会を組織することが決定した。

こうして「くさび型」教育体制が実施されるようになったのは、1976（昭和51）年度入学生からである。この「くさび型」教育は、一般教育科目の授業を第3年次にも1週間に1日は行う一方で、専門教育科目の授業を第1年次にも1週間に1日は行い、年次を重ねるに従って一般教育科目と専門教育科目の割合を変えていくものであった。

この方式は、1972（昭和47）年5月に熊本大学改革委員会が提唱した「教育課程と教育体制に関する答申」に基づくもので、翌1973（昭和48）年度から工学部において先行的に試行された。また、熊本大学教育委員会は1974（昭和49）年6月に、1976（昭和51）年度からの実施に向けて早急に具体的問題の検討に入るよう答申を出した。

「くさび型」教育は、「学生の知的成長に従い、専門教育の進展に並行して、その深さが増していくものであることが望まれる」とされ、「全在学期間を通して履修されること」を求めている。つまり、大学教育は専門教育と一般教育から成り立つものであるとの認識があり、それを教育の場で実現するものであった。

これまで見てきたように、教養部において教育課程等の改善が図られてきたが、そこに大きな改革をもたらしたのは1991（平成3）年7月の大学設置基準の改訂であった。この改訂は、同年2月に出された「大学審議会答申」に基づくものであった。

本学では、1991（平成3）年6月27日の第525回評議会において、「大学審議会答申」及びこれに基づき改正される大学設置基準等への対応のため、新たな全学的検討委員会の設置について、委員会規則原案作成を含めて評議会第一部会に審議が付託された。そして同日、検討委員会の性格や構成、教育委員会との関連等についての検討を開始するとともに今後のスケジュールを決定した。

第一部会は同年7月12日、事務局で整理した委員会規則要綱案についての検討を行い、

専門部会として①教育研究改善、②自己点検・評価、③大学院の整備充実等を検討する3部会を設置することを決め、同月25日に規則原案について審議、9月26日には規則原案に対する各部局の意見が報告された。規則原案の修正については持ち回り審議することが了承され、同月30日から第一部会の持ち回り審議となり、10月14日、第一部会長の清正寛教授から評議会議長に「教育研究体制検討委員会」の設置及び教育委員会の廃止が答申された。この答申は同月24日の第528回評議会で承認された。

この教育課程の見直しは、大学設置基準の大綱化と密接に関連したものであった。これまでの本学における一般教育は、主として自主的な真理探究、深い思考、広い観点からの総合的判断といった普遍的な学びの態度を養成することを目指してきた。それに対し大綱化の主眼は、学科又は課程等の教育上の目的を達成するため、必要な授業科目を体系的に編成することにあった。各学部及び教育課程では一貫教育のカリキュラム編成にあたって、国際化、情報化、環境保護といった点も考慮に入れた理念に基づく教育内容の改革に着手した。

大綱化では、①開設授業科目の科目区分の廃止、②科目区分別の最低修得単位数の廃止と卒業に必要な総単位数124単位のみの規定、③必要専任教員数に係る科目区分の廃止と教員の専任と兼任との比率の制限の廃止、④単位の計算方法の合理化を図ることによる演習等の授業開設方法の改善を提起していた。

本学においては、専門教育の細分化と学際化が著しく進み、それに伴って一般教育と専門教育との乖離が見られるようになり、これをいかに融合させるかが大きな課題となっていた。そのため教養部では、大綱化を踏まえて、「大学設置基準の改訂に伴うカリキュラムの再検討—一般教育の立場より—」及び「一般教育課程カリキュラムの構想（案）」が作成された。

この構想は、一般教育を専門教育の展開過程に呼応する相互補完的契機として位置づけ、カリキュラムを導入・展開・統合の3段階別編成とし、1年次から3年次までの「くさび型」教育方式をとっている。そして、共通基礎科目の設定による導入段階から、コア・カリキュラムを含んだ展開、統合の段階に至る総計単位数45単位で構成されたものであった。

このカリキュラム構想に対して各学部の教育課程案が出され⁴、理系各学部からは以下のような内容の案が提出された。

- ①人文・社会・総合の科目は完全選択制にして、履修量を減らす方向で検討し、授業科目については、現代社会を反映したトピックを取り入れるなど魅力ある多様な学習内容を求める。
- ②外国語は英語を必修とし、内容は実用英語を重視し、英語以外は自由選択制とする。
- ③保健体育については、その履修内容と方法ともに見直しが必要である。
- ④自然分野の科目は基礎教育科目として、その内容にわたって検討し、専門の基礎として位置づける。

法学部は、4年一貫の教育体制を確立する上から、1年次・2年次の教育を導入及び基礎段階の教育と捉え、これを3年次・4年次における展開・応用段階の教育につなげられるよう教育カリキュラムを考えるようにとした。

文学部は、専門教育と並行して、学生の関心の深まりに応じて幅広く深い教養を保障す

るような方向性を持った一般教育のカリキュラム編成が望ましいという見解を示した。

一方、1991（平成3）年10月24日での評議会第一部会の答申の承認を受け、「本学における教育研究の改善の方策、自己点検・評価及び大学院の整備充実等に関する基本的事項を調査審議する」ことを目的として設置された熊本大学教育研究体制検討委員会は、同月28日に第1回委員会（部会長は理学部評議員の石倉成行教授、委員は文・教育・法・理・医・薬・工・教養の各学部・医療技術短期大学部及び学生部から各1名）が開かれた。審議は以下の3つの問題点に絞って検討されることになった。

- ①教育内容・方法に関する事項
- ②教官組織・編成に関する事項
- ③学習機会の多様化に関する事項

また、熊本大学教育研究体制委員会規則第7条の「特定の事項を調査審議する」との規定に基づき、教育研究改善検討部会、自己点検・評価検討部会、大学院等検討部会の3部会が設置された。

教育研究改善検討部会では、1991（平成3）年12月19日に第1回部会審議を行い、1992（平成4）年1月23日の第2回審議では、先述した教養部の「一般教育課程カリキュラムの構想（案）」が説明された。また、同年2月27日の第4回審議では、①大学教育にあっては、一般教育を必要とする、②一般教育を支えるコアとなる組織を設ける必要があるとの2点が合意された。

同年5月の第7回審議では先に見た各学部からの検討状況が報告された。文系学部からは一般教育の必要性を認める見解が示されたが、理系学部からは、一般教育科目の人文・社会科学については選択とすることを含めて圧縮の希望が強いこと、また自然科学については専門に直結する基礎教育科目にしたいという希望があること、英語は実用英語を取り入れ、初修外国語については選択を含めて圧縮の希望が強いこと、そして現行の「くさび型」教育には反対意見が多いといった見解が示され、理系学部と文系学部との間にある一般教育をめぐる見解の相違が明確になった。

その後、同年12月24日の第16回審議において、一般教育は「共通基礎科目」と「教養科目」、専門教育は「専門基礎科目」と「専門科目」とで構成することに合意した。

更に、一般教育の目的に資するため、教育課程の編成にあたっては、

- ①高校教育から大学教育への移行をスムーズに行うため転換教育を行うこと。
- ②学生の問題関心に基づき学習の深化が図れるよう科目設定に配慮するとともに、履修モデルの提示などにより、ある程度まとまりをもち、段階的に履修できるよう工夫すること。
- ③大学の大衆化に基づく学生の質の多様化に対応し、一般教育を実効あるものにするために、常に学生の問題関心を喚起し、学習意欲を高めるよう、教育内容、方法及び教育課程編成に一層の配慮を行うこと。
- ④一般教育の重要性に鑑み、最低限必要な取得単位を全学共通に定めること。

の4点を重視すべきであるとの合意をみた。

そして、1993（平成5）年4月8日、熊本大学教育研究体制検討委員会は「熊本大学における教育課程改革構想について（答申）」をまとめその中で、本学の役割を次のように規定した。

- ・第1として、基礎的研究を深めるとともに、国内外における多様な学問的要請に応え、熊本大学の個性・独自性を発揮できるよう、高度な学術研究の中核としての機能を維持、充実発展させること。
- ・第2として、国際社会及び地域社会で積極的に貢献し得る専門的能力を備え、国際的視野を持つ人材を養成すること。
- ・第3として、社会に開かれた大学として本学に蓄積された教育研究の知的資源を社会に還元すると同時に、本学外の国際的、あるいは国内的知的成果を積極的に吸収すること。そのために社会人の再教育、生涯学習への取り組み等によって、より地域社会との交流を図る。研究者及び学生の派遣、受け入れを国内外を問わず積極的に行うこと。

そして「一般教育は、理系・文系を問わず大学教育において身につけておくべき基礎的な素養の養成を目的とする共通基礎科目及び幅広く深い教養の涵養を目的とする教養科目からなる」とし、一般教育の大枠を次のように定めた。

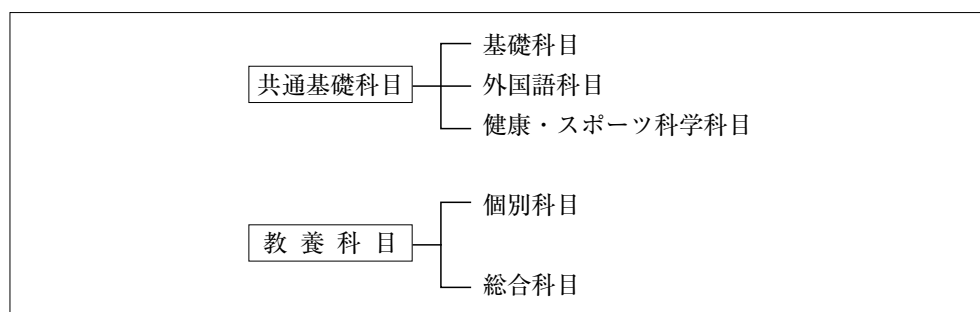


図1 一般教育の大枠案 (1993年4月)

また、それぞれの科目についての位置づけ・目標として次のように示した。

- ・共通基礎科目 高校教育から大学教育への転換を図る科目として、また、大学教育のために必要な思考力や表現力など基礎的な素養を培う科目として開設する。開設する授業科目として「基礎セミナー」「基礎情報処理」を開講する。
- ・外国語科目 国際交流・異文化理解及び専門知識修得の基礎的手段としての外国語と位置づけ、必修外国語として英語・ドイツ語・フランス語・中国語、自由選択外国語として英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・ラテン語・スペイン語・ペルシャ語を開講する。

なお、医学部・薬学部・工学部の学生を主な対象として、「医学英語」「科学英語」「技術英語」を開講し、開講時期は医学部2年次、薬学部・工学部3年次とする。

- ・健康・スポーツ科学科目
教養科目は、幅広く深い教養の涵養を目的とするものとし、個別科目及び総合科目より構成される。
- ・個別科目 歴史的ないし現代的課題から多様なテーマを設定して、それぞれの学問に固有な視点から教授する。
個別科目は、主題別授業科目・特別演習・自由選択外国語科目を設定した。また、主題別授業科目と特別演習にコア・カリキュラムを導入した。
コア・カリキュラムに①自然と情報、②人間と行動、③社会と歴史、④思想と文化、⑤

環境と生活の5つのコアを設定し、それぞれのコアの下に複数の授業科目を設定した。

- ・総合科目 今日的課題から身近なテーマを設定し、これを多角的視点（複数の専攻領域）から教授する総合科目Ⅰと、共同研究の成果に基づいて設定された学際的テーマについて複数の専攻領域から教授し、課題研究の意味を持たせる総合科目Ⅱを開設する。

この教養科目の開設に関しては、全学的協力を得るため、教養科目を全学に開放すること、教養の時間帯で開設することになった。

また、教養科目の履修に関して、①コアを1つ選択して6単位以上を積み上げる、②選択外コアから6単位以上を履修して幅広い学習を行う、③残りの8単位以上の履修は選択コア・選択外コア・総合科目・自由選択外国語の中から学生の選択に委ねるの3点を各学部と合意し、その単位数は表1のとおりとした。

表1 新カリキュラムによる一般教育の履修単位数

学部	基礎科目	外国語科目	健康スポーツ	教養科目	合計
文学部	2	12	3	24	41
教育学部	2	10	3	20 (～28)	35 (～43)
法学部	2	12	3	28	45
理学部	2	10	3	20	35
医学部	2	12	3	20	37
薬学部	2	10	3	20	35
工学部	2	10	3	20	35

こうして新カリキュラムによる一般教育が実施されることになったが、この新カリキュラムには大綱化の主旨に沿わない部分があったことも否定できない。それにはいくつかの要因が考えられる。

まず、教育研究改善検討部会での審議において、時間的制約があったにしても、教育理念に立脚した検討よりも各学部の専門教育を優先させる考えに基づいた主張や、授業開講コマ数の割り当てをめぐる議論といった部分的な審議が大半を占めたことが挙げられる。

次に、教養部が全学に提示した「一般教育課程カリキュラムの構想(案)」は、作成の各段階で各学部と意見調整をしながら審議されてきたものではなく、教養部がかなりのレベルまで構想を固めた上で全学に提示したものであること。このことは、教育研究体制検討委員会の「熊本大学における教育課程改革構想について(答申)」の中でコア・カリキュラムが「自己完結型」であるという指摘につながるものとなっている。

また、一般教育と専門教育との有機的関連、あるいは一貫教育を考えるにあたっては、教養部と同様、各学部もそれぞれ自学部のみの問題として審議する傾向が強かった。例えば、理系学部においては、急速な研究の細分化や学際的研究の進展にともない、専門知識の修得に多くの時間を要することから、従来一般教育として行われてきた基礎教育を学部の専門カリキュラムに連続させることを主張したことなどが挙げられる。つまり、総合大学としての全体教育という議論が極めて不十分であったといわざるを得ないものであった。

第2節 情報化の時代へ

1964(昭和39)年4月、工学部工業技術研究所に学内共同利用施設として電子計算機室が発足した。これが本学初の電子計算機設備であった。

1973(昭和48)年には九州大学大型計算機センターのTSS端末が本学に設置され、大型計算機を直接利用することが可能となった。この頃から大学の電算化が本格的に始動し始めた。電算化を推進した1つの要因は、学術審議会から提出された「今後における学術情報システムの在り方について(答申)」であった。本学では、この答申を受けて附属図書館が学術情報ネットワーク構想に積極的に参加することを決めたが、この附属図書館(本館・医学部分館・薬学部分館・工学部分室・医療技術短期大学部図書館)の電算化は、学内共同利用システムとしての総合情報処理センター構想の一環として計画されたものであった。この構想に基づき、1986(昭和61)年8月に全学に対する情報処理サービスを行う情報処理センターが発足した。

1988(昭和63)年1月28日の第486回評議会において、学際研究の推進に資するため、教官等の各種研究情報のデータベース化の可能性について、附属図書館と情報処理センターで具体的に検討するよう学長からの指示がなされた。同年3月24日の第488回評議会において、教官等が作成したデータベース及びプログラムに係る権利の取り扱いに関する基本的事項を定めることによりその作成及び利用を促進するため「熊本大学データベース等取扱規則」が制定された。これにより、本学の教官等のデータベース等の作成及び利用が促進されることとなった。同時に「熊本大学データベース等著作権委員会」(委員は熊本大学情報処理センター運営委員会委員)を置き、著作権の帰属等を審議することになった。

1990(平成2)年1月25日の第508回評議会において、学長から熊本大学総合情報処理センター設置の内示がなされた。そして設置までの間に必要な事項を審議する組織として、同年12月、総合情報処理センター運営委員会の下に熊本大学総合情報処理センター設置準備委員会の設置が提案され了承された。この設置準備委員会は、学長を委員長とし、各学部長・教養部長・大学院自然科学研究科長・医学部附属病院長・附属図書館長・医療技術短期大学部部長・学生部長・情報処理センター長・事務局長で構成された。

また同年12月、総合情報処理センター運営委員会の下に統合情報ネットワーク検討委員会が設置され、学内LANの整備に向けた検討が始められた。

1991(平成3)年7月には、本学において、1993(平成5)年度以降に統合情報ネットワーク設置の可能性があるとして全学的視野からの検討機関設置が承認され、ネットワーク構築に必要な事項を調査審議・立案するための熊本大学統合情報ネットワーク構築準備委員会が設置された。翌1992(平成4)年度からは概算要求を開始し、1993(平成5)年度の概算要求で総合情報処理センター建物新営(6階建2,300㎡)が補正予算で大筋認められたため工事に着工、1994(平成6)年3月に完工した。

LANの配線工事は1993(平成5)年8月29日から翌年3月15日まで行われた。黒髪・本荘・大江の3キャンパスと益城地区(地域共同研究センター)を結ぶ幹線・支線の工事で、3キャンパス合わせて光ケーブル約6km、同軸ケーブル(イーサネット)約13km、ツイストペアケーブル約80km、中継盤約240個、情報コンセント約2,700個という、九州管内でも

最大規模の工事となった。

全学共用のネットワークシステムとしてのKUIC (Kumamoto University Intelligent Campus) の運用を前に、その円滑な運営管理のため、1993 (平成5) 年12月16日の第552回評議会において、これまで検討を行ってきた統合情報ネットワーク構築準備委員会の解散と熊本大学情報ネットワーク管理委員会の設置が了承された。委員会規則の制定を付託された第一部会は、委員会の名称も含めて検討することになり、1994 (平成6) 年2月24日の第554回評議会において名称を運営委員会に改め、熊本大学情報ネットワーク運営委員会規則を制定した。また、同年3月のネットワークシステム構築の完成を機に、同委員会では以下の事項を審議することとされた。

- ①KUICの将来計画
- ②KUICの整備に関する事項
- ③KUICの運営管理及び維持に関する事項
- ④その他KUICに関する事項

1994 (平成6) 年度は、本学の情報処理の教育・研究にとって画期となる年となった。4月には全世界との情報交流拠点となるKUICが、全学施設の国際標準LANによるネットワークの運用を開始した。この学内LANは、

- ①LANの国際標準の1つであるFDDIが5ループ、ノート数36個からなる。
- ②ノートから先の支線は、10Base-5、HUB、10Base-T及び電話系と一体となった情報コンセントからなり、電話が設置されているほとんどの部屋にコンセントを設置した。
- ③黒髪一本荘、黒髪一大江のキャンパス間の接続は、全国の国立大学で初めての最新技術である自営のフレームリレー交換機で接続された。
- ④支線ごとの部門サーバを設置して、分散環境を実現した。

という特徴を有しており、更に、従来のネットワークがすべてセンターのホスト計算機に接続されており隣接する建物や他学部との接続ができなかったのに対し、FDDIを幹線としているKUICは学内はもちろん世界中のどのコンピュータにも接続可能となった。

同年8月には総合情報処理センター棟が完成したが、これらの整備は統合情報ネットワーク構築準備委員会 (委員長・柏木潤教授) の尽力が大であった。

KUICの完成に伴い、その円滑な運営管理と教育研究活動及び事務の効率的運用を図るため、熊本大学情報ネットワークシステム運営委員会 (その下にネットワーク調整専門委員会やKUIC広報専門委員会など4つの専門委員会が置かれた) が設置され、高度情報社会に対応する体制が整えられた。そして、高度情報社会の到来は、文系・理系を問わず、情報リテラシー教育の重要性を認識させるものとなった。このことは全学における情報関連施設の整備状況に見ることができる。

LAN及びKUICが運用を開始した1994 (平成6) 年度には、情報関連施設として総合情報処理センターに1室、教養部に1室、その他に工学部と教育学部に比較的多くの端末が配置されているだけであったが、翌1995 (平成7) 年末には全学部に実習室が新設されるか、若しくはその充実が達成された。ただし、この当時の情報教育に対する考え方は多様であり、コンピュータ関連教育を行う工学部のOSはUNIXが50%強を占めていたが、一般的な情報教育のために使用される機器の主流はWindows系が全体の72%を占めていた。また、医学部の38%、工学部の22%がMacintoshを利用していた⁵⁾。

一方、1994(平成6)の年度教養教育の新カリキュラム導入を前に、従来の学務情報システムでは不安との声があがり、1995(平成7)年3月の部局長会議において新学務情報システム(SOSEKI: Self-discovery, Open University, Structural Flexibility, Evaluation, Kumamoto, Intelligent Campus)構築についての了解が得られた。

SOSEKIの最初の構想は宇佐川毅助教授(工学部数理情報システム工学科)により立案された。工学部での試験システム開発は、工学部電気システム工学科の久保田弘教授と工学部数理情報システム工学科の汐月哲夫助教授の尽力で行われ、1996(平成8)年からの3年間試験的に運用した。

また、1996(平成8)年の熊本大学教育運営委員会において、情報リテラシー教育共通テキスト作成の構想が出され、1997(平成9)年度から使用することになった。

このように、本学における教育のIT化への取り組みは、1996(平成8)年前後に開始された学務情報システムSOSEKIの開発及び全学展開を発端としている。

そして1994(平成6)年度に本格的運用が開始されていたKUICを背景に、学務情報処理システムを含む学術系のネットワークと事務系ネットワークの関係に関する将来構想を描くこととなったが、これは急速に進む各種事務処理の電子化に対応するための必須の条件であった。こうして、事務系ネットワークと学術系のネットワークの間で情報交換の必要性が最も高く、かつ学生へのサービス向上や教官・事務官の事務処理の効率化が期待される学務情報のネットワークシステムへの移行が構想された。この構想は、以下の3期6年で完成させるものとされた。

- ・第1期(2年) 事務系総合情報処理センターのシステム間のデータ交換を行い、1学部のいくつかの学科で試験的運用を行う。
- ・第2期(2年) 部門サーバを核に独立データベースから情報取得、データベースへの情報提供などを行う。
- ・第3期(2年) 全学的に部門サーバが立ち上がり、事務系システムにおける学務情報処理は、大学としての基本台帳に相当するデータベースを管理する。

このSOSEKI実現のための第一歩は、キャンパスインフォメーションプロジェクトとして、1996(平成8)年に工学部電気情報工学科の若手教官・技官が、成績処理プロジェクト・WBBプロジェクト・セキュリティプロジェクトの3つのグループに分かれて作業を開始した。そして、全学導入に向けた学務情報オンライン・システムを立ち上げ、キャンパスインフォメーション支援システムとして、工学部の教職員を対象に試験的な運用を開始した。これにより、教官は自動メーリング・システムを使用した電子メールによる受講者名簿の取得や成績提出等が可能になり、学生は学生用端末により履修科目や履修状況の確認が可能となった。そしてこの試験運用によって問題の把握と改善が図られていった。

こうして、1999(平成11)年4月から学務情報化システムSOSEKIの正式運用がスタートし、履修登録や成績入力などの教務関係の電算化が開始された。導入直後の一時期は履修登録が混み合いアクセスできないトラブルが頻発したが、この状況にはなんとか対処できた。しかし10月には教官の成績入力と学生の成績参照が加わったことにより負荷が増し、10月半ばには一時運休に陥る事態となった。このためSOSEKIの入り口(Port)を1つから4つに広げることにより事態を收拾すると同時に、コンピュータの処理能力の大幅な増強を図るためにWEBサーバを1台追加、CPUとメモリーを増強するなどの対策を講じた。

総合情報処理センターは、教職員・学生の教育と研究のために、必要な情報処理施設と設備を提供し、利用の便宜を図ることを目的として設けられたものである。教育と研究については、研究活動支援・情報処理教育支援・情報ネットワーク利用支援・衛星通信大学間ネットワークシステム（SCS）利用支援の4項目を担当している。

このうち研究活動支援は、国際標準LANの完成とインターネットへの接続は研究の質を2分化させ、研究室内のパーソナルコンピュータを利用する研究と、総合情報処理センターの大型演算サーバーを利用する大規模計算の研究の流れを作り出した。

また、情報処理教育支援では、ワープロを含むコンピュータ利用の業務範囲の拡大に伴い、それまでの理系中心のプログラミング教育から、全学生を対象とする一般的な情報リテラシー教育への拡大に向かうようになった。1994（平成6）年度に黒髪北キャンパス（教養部）と大江キャンパス（薬学部）に総合情報処理センター管理の実習室が開設されていたが、パーソナルコンピュータの台数は136台にすぎなかった。これが1995（平成7）年度には全システムの機種が更新され、実習室も大幅に増強されて、本荘キャンパスに医学部・薬学部・医療技術短期大学部で共同利用可能な新実習室が開設された。

情報ネットワーク利用支援では、1996（平成8）年にマルチメディア対応の高速データ転送が可能なATM方式のLANがKUICネットに付加されるなど、学内情報ネットワークの整備が進んだ。

ほかにも、「衛星通信大学間ネットワークシステム利用支援」が行われるようになった。これは、文部省大学共同利用機関の1つで、放送教育開発センターをHUB局として、33大学6高専10共同利用機関に設置されたVSAT局の間で相互に映像と音声で交信することを可能にするシステムである。本学では1996（平成8）年10月から運用を開始したが、これにより複数の機関を結んでの講義、講演会、研究会、会議、事務連絡などの利用が可能となった。

なお、1997（平成9）年に、インターネットや学内LAN利用のための個人IDを全学生に交付した。

また、情報通信技術の発達普及により教育・研究のグローバル化が進展し、これらの変化に伴って、大学に対する社会の要請も大きく変わるであろうことから、2001（平成13）年に「熊本大学総合情報環」を構想した。これは、本学が今後教育・研究、社会貢献などさまざまな分野で国際的にも通用する充実したサービスを提供していくためには、最新の情報通信技術を用いた効果的なサービス体系を構築する必要があるとの考えに基づくもので、そのサービス提供に必要な基盤を「総合情報環」と名づけ、全学の体系的情報化を更に推進することとした。

この総合情報環は、次の3つの体系（環）で構成される。

- ① 学生教育や生涯学習の充実と教官の教育研究活動支援
- ② 学内外の充実した情報提供と広報サービス
- ③ 大学組織、教育研究活動を活性化させる大学運営管理サービス

具体的な内容を見ると、①については、充実した外国語コミュニケーション及び情報教育情報通信技術を活用した大学教育・生涯学習プログラムの多様化・高度化、学習指導・生活指導・キャリア指導の充実、教員の教育・研究事務支援サービス、②については、1）図書館情報検索サービス、2）資料館等の保有資料紹介サービス、3）教員の研究成果や

教育研究活動の広報サービス、4)産学官連携研究推進機構などを核とした技術情報紹介、5)生涯学習に関する情報提供サービス、6)受験生や保護者、市民、卒業生、企業、国内外の大学などを対象とした恒常的な学内情報の広報・公聴サービス等、③については、施設や設備、予算等大学運営に不可欠なデータ整備、手続きの電子化と簡素化による迅速化、委員会等の会議運営の情報化等が、より一層充実すべき基盤であるとした。

なお、総合情報環構想でも重視された外国語コミュニケーション教育の一環として、2000(平成12)年からコンピュータ支援による語学学習であるCALLが4クラスで試験的に導入された。従来から英語を含む外国語教育に対する学生の不満が強く、英語部会ではマルチメディアを利用した外国語教育の教授法開発のプロジェクトを立ち上げ、CALL教育に関する研究を進めていた。当時はまだ効果的な教授法が確立していない状況であったが、試験的に導入されたものである。その後、簡単なアンケート調査を実施した結果、概ね肯定的な評価が得られたため⁶、2001(平成13)年4月から全学の1年生(18クラス)を対象に少なくとも半期は実施することとしてCALLによる授業に踏み切った。この授業に対するアンケート調査では、80~90%の学生が肯定的な回答をしていることから、学生の支持を得ていると判断し、この種の授業を更に推進していくことになった。

CALLは、大人数の授業で少人数教育と同じ効果が得られること、学生の能力に応じて教材が選択できること、操作方法を覚えると自宅にいても学習が可能であることなどから英語教育に導入されたものである。それ以外の外国語教育には、主として教材の問題があるため導入されていない。CALLによる教育は学生にも好評であるが、実際どれほどの教育効果がもたらされたかという検証はなされていない段階である。

第3節 医療技術短期大学の創設

1 医学部附属学校の再編・統合

1976(昭和51)年10月に熊本大学医療技術短期大学部が発足する以前、医学部には附属の学校として、看護学校、臨床検査技師学校、診療放射線技師学校があった。これらの附属学校には、戦前から引き継がれてきた看護学校と熊本大学発足後に設置された学校とがある。これらの学校は、設立以来いくたびかの再編・統合が行われてきており、それらの沿革は表2にみるとおりである。

表2 医学部附属学校の沿革

年	事項
1898(明治31)	私立熊本医学校附属医院に看護学講習科設置(手取本町)
1901(明治34)	本荘町に移転
1902(明治35)	産婆講習科設置
1916(大正5)	私立熊本医学専門学校附属医院看護婦養成所と改称
1921(大正10)	私立医学専門学校を県立に移管、熊本県立熊本医科大学となる
1929(昭和4)	官立熊本医科大学創立
1938(昭和13)	熊本医科大学附属医院看護婦養成所と改称
1945(昭和20)	熊本医科大学附属医院厚生女学部と改称
1949(昭和24)	熊本大学医学部附属厚生女学部と改称
1951(昭和26)	熊本大学医学部附属看護学校と改称

1952 (昭和27)	看護学校に助産婦養成科設置
1954 (昭和29)	熊本大学医学部附属助産婦学校として助産婦養成科独立
1964 (昭和39)	熊本大学医学部附属衛生検査技師学校設置
1965 (昭和40)	熊本大学医学部附属診療エックス線技師学校設置
1967 (昭和42)	診療エックス線技師専攻科設置
1969 (昭和44)	熊本大学医学部附属診療放射線技師学校と改称 診療エックス線技師専攻科廃止
1972 (昭和47)	衛生検査技師学校を臨床検査技師学校と改称
1973 (昭和48)	衛生検査技師学校閉校
1976 (昭和51)	臨床検査技師学校に臨床検査専門課程、臨床検査学科新設 熊本大学医療技術短期大学部発足
1977 (昭和52)	熊本大学医療技術短期大学部学生募集開始
1979 (昭和54)	看護学校及び臨床検査技師学校閉校
1980 (昭和55)	診療放射線技師学校閉校 熊本大学医学部附属助産婦学校閉校

(1) 看護・助産婦学校

看護学科は、1898 (明治31) 年に私立熊本医学校附属医院に看護学講習科が設置されたことに始まる。その後、1916 (大正5) 年には私立医学専門学校附属医院看護婦養成所と改称された。その前年、国は「看護婦規則」を制定し、年齢18歳以上、高等小学校若しくは高等女学校2年在学を入学要件に定め、生徒には修業年限2年、卒業後実習病院での2年間勤務の義務を課した。

その後、1929 (昭和4) 年に官立熊本医科大学が創立され、1938 (昭和13) 年には熊本医科大学附属医院看護婦養成所と改称された。

1945 (昭和20) 年、政府の看護婦増員計画が推進される中、甲種看護婦に必要な学科及び技術その他の教育を授けることを目的として、熊本医科大学附属医院厚生女学部と改称された。入学資格は高等科卒業、高等女学校2学年修了者で、修業年限は3年に延長され、卒業後2年間の附属病院勤務の義務を負うことになった。定員は180名で、教育内容は、看護学以外に理数科・家政科・国民科などがあり、当時の高等女学校なみの教育が行われた。卒業者には旧専門学校入学資格が与えられた。同年7月には米軍の空襲により校舎が全焼したため一時閉校、11月にまず藤崎台分院で授業を再開し、翌年8月には熊本城内二の丸に移転していた医科大学内において授業が再開された。

戦後、連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ) は全国主要都市に米国人の看護婦を配置して、強力に看護制度及び教育改革を推進した。熊本県では1946 (昭和21) 年9月に九州看護教育指導者講習会準備委員会が開催され、GHQの担当者が来熊して指導にあたった。

同年、看護制度に関する改善案が提出され、1947 (昭和22) 年7月には「国民医療法」に基づいて「保健婦助産婦看護婦令」(政令第124号) が公布された。この政令は、看護婦の資質の向上を図ることにより医療の充実及び公衆衛生の普及を目指したもので、看護婦を甲乙の2種に分け、甲種は高等女学校卒業を入学要件とし、修業年限3年を経て国家試験合格者に看護婦資格を与えるというものであった。なお、「国民医療法」は1948 (昭和23) 年に廃止され、それに代わる「保健婦助産婦看護婦法」(保助看法) が同年7月30日に制定された。

この年本校では、看護制度の大幅な改革に対応して保助看法第21条第1項に基づく甲種看護婦 (専攻科) を募集することとなり、普通科31名 (乙種) と専攻科20名 (甲種) の2科体制となった。しかし、この当時は教育基準が定められていなかったため、厚生女学部の課

程を参考にしながら、独自のカリキュラムによる教育が行われた。同年9月には米国人看護婦による看護婦再教育が行われ、本校からも参加して指導を受けた。

1949(昭和24)年の熊本大学の発足に伴い、甲種看護婦養成所としての認可申請を行い、熊本大学医学部附属厚生女学部と改称した。入学資格は高等学校又は旧制高等女学校卒業とされ、同年から卒業後2年間の附属病院勤務の義務が免除された。

1950(昭和25)年からは甲種のみ募集となり、甲種看護婦養成所の指定を受けた(全国甲種看護婦学校88校)。これは看護婦資格を甲乙に区別することが廃止され、すべて看護婦に統一されることになったためである。

1966(昭和41)年、文部省は、医療中心の疾病看護から人間看護を重視するカリキュラムへの改正を行い、各学校に施設・設備や実習受け入れ態勢、適切な教官配置といった改善を求めた。これは保助看法に定められた看護婦の業務、すなわち「傷病者もしくは褥婦に対して診療上の世話をを行うこと、および診療の補助を行うこと」をより具体的に実践することを求めるものであった。看護技術は人間を対象にしていることから、単に診療上の技術を習得するだけでなく、対象となる傷病者若しくは褥婦の安全、安楽、自立を考慮して世話をすべきという考えである。

一方、助産婦学校は、1902(明治35)年に私立熊本医学校附属医院に産婆講習科を増設したことに始まる。

これに先立つ1899(明治32)年7月19日に公布された「産婆規則」により全国一律の制度が確立し、本県においても県衛生課と医師会が協力して、医学的知識を持つ産婆(改良産婆又は新産婆と呼ばれた)養成を本格化していた。新産婆の養成は個人病院でもなされたが、内務省免許を得ることのできるより高度な知識を有する産婆養成は、熊本医学校附属医院のような大規模な病院に委ねられた。県も免許を持つ産婆を各村に1人は配置するべく、産婆希望者に対して補助措置を講ずるなどしていた。また、当時の産婆の社会的地位は低く、人の生命を預かる重要な職業という認識もさほどされていなかった。こうした背景のもとで医学校附属医院に産婆講習科が設置されたことは、産婆の地位向上にも寄与することになった。

熊本大学の発足に伴い、1949(昭和24)年に熊本大学医学部附属厚生女学部と改称されたが、GHQによる看護制度と教育の改革が進められ、保健婦助産婦看護婦法の制定など看護婦の資質向上を図る法整備が行われた1951(昭和26)年に熊本大学医学部附属看護学校と改称された。

看護学校とは別に、1952(昭和27)年、全国の国立大学5校に設置された助産婦学校の1つとして、熊本大学医学部附属看護学校助産婦養成科(修業年限1年、定員1学年10名)が設置された。入学資格は「看護婦になるのに必要な学科を修めた者」で、年齢は17歳以上25歳未満、配偶者なしという条件であった。その後、助産婦養成科は1954(昭和29)年に熊本大学医学部附属助産婦学校と改称され、定員も20名となった。1963(昭和38)年には、入学条件とされた年齢制限と配偶者の有無が条件から外された。

そして、熊本大学医療技術短期大学部看護学校の開校に伴い、1980(昭和55)年に熊本大学医学部附属助産婦学校は閉校した。

(2) 衛生検査技師学校

熊本大学医学部附属衛生検査技師学校は、全国の衛生検査技師養成所及び学校34校の1

つとして、また文部省指定学校としては9番目の学校として1964(昭和39)年に設立された。修業年限は2年で、3学期制の定員20名(第1回入学生18名)、入学資格は高等学校卒業業者又は旧制中学校令による中等学校卒業業者で、入学試験検定料、入学金及び授業料は免除された。

当時、近代医学の進歩に伴い臨床病理学的・細菌血清学的及び臨床化学的な各種の検査技術が高度に専門化され、かつ検査範囲も拡大していた。病院や保健所、医学研究機関等においても検査を行う衛生検査技師は欠くことのできない職種となり、その需要も増大しつつあった。本学の衛生検査技師学校は、こうした社会的要望に応え、「衛生検査技師法」に規定する学校として必要な知識及び技能を授けることを目的に設置された。また、この年は、能率向上と経費節減を目的として附属病院に中央診療施設棟(6月10日落成式挙行)が開設された年でもあった。

校舎は、附属病院西側の旧図書館が充てられ、教室数2・実習室4で出発した。その後1973(昭和48)年5月からは、附属病院旧外来第7病棟3階に移った。講義は大学の教官が担当し、実験・実習は医学部と附属病院で行われた。

1972(昭和47)年、衛生検査技師学校は臨床検査技師学校と改称された。同校は、従来の衛生検査技師の業務のほかに生理学的検査も担当する技師養成機関である「臨床検査技師に関する法律」第15条第1号に規定する学校として同年4月1日付で文部大臣の指定を受けたもので、これに伴い衛生検査技師学校は翌年3月末をもって閉校した。

更に、1976(昭和51)年度からは「臨床検査専門課程」並びに「臨床検査学科」が新たに設置された。そして、同年の熊本大学医療技術短期大学部衛生技術学科の認可により、翌年度から学生募集が実施されたことに伴い、臨床検査技師学校は1979(昭和54)年3月に閉校した。

(3) 診療放射線技師学校

診療放射線技師学校の前身は、1965(昭和40)年に医学部附属病院中央放射線部の協力のもとに設置された、修業年限2年、定員20名の熊本大学医学部附属診療エックス線技師学校である。

開設時は、旧図書館に講義室・教室・事務室が置かれ、エックス線写真や化学などの実習は第7病棟の地下で行うという2地区に分かれた状態であった。しかし、当時の医学の進歩により、従来のエックス線の知識に加えて高エネルギー放射線及び放射性同位元素取扱技術に関する知識が要求されるようになると、1967(昭和42)年に修業年限1年の専攻科が併設され、併せて第7病棟の一部に教室が移転するなど、よりよい教育環境を整えるべく、努力がなされた。

1969(昭和44)年、「診療放射線技師及び診療エックス線技師法」の改正に伴い、同法第1項第1号の規定に基づき診療放射線技師に必要な知識、技能及び技術を授ける学校として、熊本大学医学部附属診療放射線技師学校(修業年限3年)に改組された。また、これにより診療エックス線技師学校と同専攻科は廃止された。

この頃から浸水により実験室が使用不可能の状態になり、1972(昭和47)年に実験室を放棄した後は、エックス線実験実習は医学部附属病院中央放射線部に依頼して行うことになった。

なお、診療放射線技師学校はそれまで各種学校に属していたが、1976(昭和51)年の専

修学校の制度発足と同時に専修学校の取り扱いを受けることになった。

そして1978（昭和53）年度の医療技術短期大学部診療放射線技術学科の設置に伴い、1977（昭和52）年に最後の入学者を迎え、1980（昭和55）年3月をもって閉校した。

2 医療技術短期大学部

表3 医療技術短期大学部の沿革

年	事項
1976（昭和51）	医療技術短期大学部設置（看護学科・衛生技術学科）
1978（昭和53）	診療放射線技術学科設置
1980（昭和55）	専攻科助産学特別専攻設置
2003（平成15）	医学部保健学科設置
2007（平成19）	医療技術短期大学部閉校

熊本大学医療技術短期大学部は、1976（昭和51）年10月、国立学校設置法の改正により、前述した熊本大学医学部附属看護学校、診療放射線技師学校及び臨床検査技師学校を母胎として創設された。発足時は看護学科及び衛生技術学科の2科が置かれ、その後診療放射線技師学科、専攻科助産学特別専攻が順次設置された。

医学部附属の医療技術関係の各種学校を統合して医療短期大学とすべきという機運は、昭和40年代後半から全国的に高まってきていた。本学においても1975（昭和50）年度の設立を目指し、1974（昭和49）年5月に準備室が設置されたが、これは当時の文部省が開校1年前に準備室を設け、校舎を先に建設してから学生受け入れをする方針をとっていたためである。そして黒田正巳学長を委員長とし、教育・医学の両部長、附属病院長、医学部教授会から数名及び各附属学校長と事務部からなる設置準備委員会が組織され、同年7月10日に委員会の初会合が開催された。委員会では、

- ①委員に体質医学研究所長を加えること
- ②使用仮校舎を附属病院第7病棟と第1病棟としたいが、これについては附属病院と十分に協議すること
- ③卒業要件
- ④短大各学科授業科目案
- ⑤寄宿舎は設置しないこと

の各事項を決めるとともに、総括・カリキュラム・教官組織・施設の4つの委員会が組織され、1975（昭和50）年度の概算要求に向けた計画案作成にあたることとなった。

仮校舎については、施設委員会において医学部旧図書館（現在の山崎記念館）と附属病院第7病棟とする案が承認されたが、病院側の了承が得られなかった。そこで、旧熊本電波工業高等専門学校跡地（熊本市渡鹿。現在の熊本大学大江グラウンド）とする案が出されたが、大学からかなり離れた場所に位置しているため学生の実習に不便であること、建物が戦前の兵舎でありこれを改築するにはかなりの経費を要することが問題点として挙げられた。しかしながら、ここにしか仮校舎を設けることができないとの結論に達し、同案に決定された。

こうした議論を経て本学が文部省に提出した概算要求は省議は通過して予備審査の段階まで進んだが、専任教官及び兼任教官若干名に不可の判定が出され、急遽後任人事が行わ

れた。また、施設面でも電波高専跡地を利用する仮校舎案が不適当とされた。更に、ナース系教官5名を6～7名に増員することが求められたが、教官確保が困難であるなどしたため、目指していた1975（昭和50）年度の設定は実現しなかった。

このため次年度も引き続き創設計画を進めることを確認し、設置準備委員会も存続させることになった。1975（昭和50）年5月7日の委員会では指摘を受けた教官と仮校舎の問題を検討し、以下のような設置申請計画を決定した。

- ①3学科（看護学科・診療放射線技術学科・衛生技術学科）の構成で設置申請を行う
- ②予算の関係で1学科設置となるときは1学科のみでも発足させる。
- ③各附属学校の校舎の統合新営を要求する。
- ④短大の仮校舎については別途検討する。

仮校舎については、文部省から病院を利用すべきとの意向が示されていたため、再度病院側と協議を重ね、6月の施設委員会において、仮校舎は附属病院第7病棟を主体とし、旧医学部図書館、看護学校並びに第1病棟の一部を使用することを決定した。

8月になって文部省から1学科に縮小されるとの指示があり、看護学科のみの設置を想定していたが、1976（昭和51）年1月末となってあと1学科追加する場合いずれにするかとの問い合わせがあり、衛生技術学科とすることに決定した。

1976（昭和51）年10月、医療技術短期大学の設置が認可された。これを受けて本学では同月1日に運営委員会規則を制定し、教育学部長、教養部長、医学部長、体質医学研究所長、附属病院長、図書館長、学生部長及び医学部附属各校長からなる運営委員会を設け、開学に向けた作業を進めた。11月には入学試験実施組織として入試管理と学力検査の委員会が発足し、1977（昭和52）年1月13日には組織・教育・施設の運営専門委員会が組織された。また、校舎については、文部省から附属学校の統合校舎建設を検討するようにとの示唆があり、校舎の新営工事計画に取りかかった。

こうして医療技術短期大学部は、看護学科及び衛生技術学科の2学科で出発することとなった。看護学科は、看護の専門職である看護師を育成することを目的とする学科で、入学定員80名に対して入学者76名であった。衛生技術学科は、病気の診断治療や健康状態の把握に必要な検査を行うため、病気の診断に必要な検査の知識や技術、検査データの解析法や管理法を習得することを目的とする学科で、40名の定員を満たす40名の入学者があった。

一方、診療放射線技術学科は、エックス線写真等の放射線などを利用した画像診断情報の提供、高エネルギー放射線を用いた悪性新生物の治療、放射線の安全管理など、医療における放射線利用を支える知識と技術の習得を目的とする学科（定員40名）で、開校から1年遅れた1978（昭和53）年度に増設が認められ、これにより医療技術短期大学部は3学科体制となった。

更に、1980（昭和55）年には、定員20名、修業年限1年の専攻科助産学特別専攻が設置され、助産及び母子保健全般に関する高度の専門知識と技術を有する助産師養成が開始された。

1981（昭和56）年には将来計画検討委員会が設けられ、4年生学部昇格への取り組みが始められるようになった。しかし、医療技術短期大学部をそのまま医学部保健学科とするには、看護婦免許の問題が大きな障害となった。看護婦免許は教育学部特別教科（看護）

教員養成課程で取得できるため、保健学科が実現すると看護婦免許を出せるのが2学部となり、これに文部省が難色を示していた。このため教育学部・医学部・短期大学部の間で話し合いがもたれたが、高等学校衛生看護科の教員を養成することが教育学部特別教科(看護)の目的であることや教育学部の将来構想との関係で意見調整がつかず、その後しばらくは4年生学部昇格は実現しなかった。

しかし、医療の高度化に伴い、より高度の知識と技能を有し、医療スタッフの一員として活動できる人材の必要性から、全国の国立大学において1990年代後半から短期大学を4年生大学にする動きが始まった。本学においては、2003(平成15)年10月に教育学部の特別教科(看護)教員養成課程と医療技術短期大学部が統合・改組され、医学部保健学科が設置された。

第4節 法文学部の分離独立

法文学部を文学部と法学部に分離独立させることは、大学発足当時から課題であった。本学は発足当初から、法文学部・教育学部・理学部・医学部・薬学部・工学部の6学部構成で推移してきたが、この構成は理系に偏ったものであり、文系学部が弱体であるとの認識がなされていた。更に、学部内においても法学部門が文学部門に比べて著しく弱体であった。この不均衡を是正することが当面の課題であった法文学部は、1954(昭和29)年8月の教授会において河原畑正行学部長が法学科独立の計画案を出すよう要望し、同年12月には専門委員会が発足した。こうして1955(昭和30)年1月の教授会において、専攻科と大学院の設置、教養部の確立、法科・文科の充実と分離を柱とする「法文学部整備に関する案作成の原則」が承認された。

新制大学発足時から法文学部分離が実現する1979(昭和54)年までの間、理系学部、特に医学部・薬学部・工学部においては数次にわたって整備拡充が図られていた。

医学部は発足時、基礎系・臨床系各12の計24講座であったが、1949(昭和24)年に生理学第二、1955(昭和30)年に病理学第二、7月に大学院医学研究科設置、1961(昭和36)年に泌尿器科学、1966(昭和41)年に中毒研究施設設置、1973(昭和48)年には生化学第二が設けられた。1978(昭和53)年には放射線同位元素総合研究室が設置された⁷。

薬学部は、薬剤学科4・製薬学科5講座で発足したが、1954(昭和29)年の薬学専攻科の設置から1973(昭和48)年までに、薬剤学科7・製薬学科6の計13講座体制になった⁸。

理学部は、数学・物理学・化学・地学・生物学の5学科(14科目)で発足したが、1976(昭和51)年には19講座となった。

工学部は、土木建築・採鉱冶金・機械工学・電気工学・工業化学の5学科で発足したが、1954(昭和29)年に工業専攻科を設置し、1965(昭和40)年に10学科となった。

このように理系の整備が着々と進む中で、1973(昭和48)年9月、法文学部長に就任した松本雅明教授は、直ちに学部分離問題の再検討に着手した。同年10月には学部内に組織委員会を設置し、学部改組についての調査・検討を開始した。

1975(昭和50)年11月には学部内組織委員会を拡充強化し、改組にあたっての基本的考え方や改組案策定に至るスケジュールなどを決定するための検討委員会が組織された。こ

の委員会は学部長を委員長とし、学部長・評議員2名・法科9名・文科9名の計21名の委員で構成され、同委員会の下に法科小委員会（委員長・富樫貞夫教授、委員5名）と文科小委員会（委員長・迫徹朗教授、委員5名）を設けて具体案を検討することになった。

翌1976（昭和51）年3月に文学部について一応の案が出された後は主として法学部案の検討に入り、同年9月に法学部構想についての第1次試案が、更に検討を加えた11月には法学部案が作成された。

こうして法文学部が分離に向けた検討を本格化させていたこの時期、熊本大学改革委員会（委員長・植村啓治郎教授）においては全学的な改革構想が検討されていた。改革委員会は、1974（昭和49）年6月から1976（昭和51）年5月までに31回にわたる委員会を開催して本学の改革に関する問題を検討し、1976年5月31日に「熊本大学改革委員会（第3期）の検討経過について」を岳中典男学長へ報告した。この報告では、新制大学発足以来の本学の学部・学科・課程の増加状況について他大学と比較しながら以下のように述べていた。

- ・本学は金沢大学（18学科増）同様学部増はなく、学科増は8学科にすぎない。千葉大学は3学部及び12学科増、岡山大学は1学部及び15学科増、新潟大学は1学部及び13学科増であり、旧6大学中で最も少ない。
- ・九州地区では鹿児島大学（3学部及び10学科増）と九州大学（2学部及び12学科増）の学部学科増が目立っている。
- ・これが入学定員数と連動している。入学定員は静岡大学に次いで17位であるが、旧6大学においては新潟大学に次いで4位、九州地区においては九州大学・鹿児島大学に次いで3位、国立の総合大学中では上位から8分の1の順位にある。しかし、本学は中規模の国立総合大学としては伸び率が最も低い方である。

研究・教育の質の向上は規模の拡大と必ずしも一致しないという意見はあるものの、規模拡大が求められていた。それゆえ、法文学部の分離は本学にとっての優先課題の1つであった。法文学部を同規模の岡山・金沢・新潟大学と比較すると学科及び講座の規模は最も小さく2学科29講座である。法学科は13講座で最も大きい。文系学科は15講座で新潟大学同様最も小さい。

九州地区の大学の中では、法学関係では九州大学法学部23講座より小さく、鹿児島大学9学科目より大きい。文系学科との関係では、九州大学文学部3学科24講座より小さく、鹿児島大学1学科11科目より大きい。

なお、経済学科がなく、経済学は1講座であり、他大学と比して経済系各講座、社会学、心理学、地理学などの講座が欠けている。以上のような認識のもと構想案が練られていったが、その最初の案は、1977（昭和52）年6月29日の教官会で承認された1978（昭和53）年度概算要求（以下「原案」という）に示された。ただし、この年は予算措置がとられなかった。

この原案では法文学部の現状について、教育・研究組織として事実上法系と文系の2部門に分かれて運営されており、複合学部としての利点がほとんど発揮されておらず、学部運営についても寄り合い所帯の矛盾が目立つものになっているとした。そして地域社会の教育需要に適切に対応するためにも文学部と法学部に分離・独立させ、時代に即応した拡充整備を図ることとして以下の2点を理由に挙げた。

- ①九州ブロックにおける国立大学人文・社会系学部の偏りの是正

九州ブロックにおける国立大学人文・社会系学部の設置状況を見ると、経済学部は九州大学・佐賀大学・長崎大学・大分大学にそれぞれ設置されているが、法学部・文学部は九州大学にしかない。強い社会的要請に応えるためにも、同ブロック内にもう一ヶ所是非とも増設する必要がある。

②熊本大学における学部構成の偏りの是正

本学は発足以来、法文・教育・理・医・薬・工の6学部構成で、現在までの新学部増設は皆無である。この構成自体既に理系偏重であるが、加えて理系各学部は数次にわたり拡充整備が図られており、大学全体としてアンバランスが拡大している。これを早急に是正して、総合大学にふさわしい形態に近づける必要がある。

こうして法学部と文学部それぞれの構想を示した。法学部構想は、経済学・社会学など隣接分野の科目を取り入れた大講座制を採用するとともに、従来の狭い専門分野にとらわれず、学生の卒業後の多様な進路に合わせた履修コースを中心とする学部教育を行う。なお、大学開放制度の一環として、修業年限1年の市民再教育コースを開設するというものであった¹¹。また、文学部構想は、法学部同様、大講座制及び履修コース制を採用する方向で検討を進め、既設の講座に地域文化や言語学などの講座を加え、特色ある人文系学部を再構成するというものであった。

法学部に大講座制を採用することとされた背景には、旧来の講座制が細分化された専攻分野ごとに講座を置き、教授・助教授等の定員が固定的に配置されているため、その硬直性や閉鎖性等の欠陥が指摘されていたことがある。このような制度下では、講座ごとの独立性が強く保証される反面、講座の運営が不健全であってもその是正が困難で、学際的プロジェクトの遂行にも支障が生じるなど種々の問題が生じていた。また、大学教育に対する需要の増大とともに大学には従来の専門分野にとらわれない多様化が求められる時代になっており、より柔軟で弾力的な教育・研究組織を目指すためには大講座制を採用することがふさわしいとの判断があった。

文学部においても同様に、就職先が公務員や高等学校教員を中心とするものから、マスコミ関係や金融機関等の一般企業へと広がってきたことがあった。こうした社会的変化に対応して教育目的の多様化を図るとともに、専門領域にとどまらず関連領域を含めた幅広い履修を目指して視野の拡大を促し、知的応用能力の養成に努めるべきであり、そのためには大講座制を導入する必要があると判断されたものである。この目標を達成する方法としては、カリキュラムにおいて、専門領域と関連領域を並列化して両者を偏りなく履修させるとともに、専門教育を「講義」中心から「演習」「講読」を重視したものに切り替え、教官と学生の「対話」を強化して教育の効率を高めることを意図したものであった。

この概算要求提出後、原案を基に文部省との折衝が開始され、再び検討が求められた本学は、同年12月に「熊本大学文学部組織案」「熊本大学法学部組織案」（以下「第2次案」という）をまとめた。

原案では、法学部は、「公法」「私法」「社会法」「国際関係」「政治」「経済」「基礎社会科学」という講座で、法学と関連ある諸分野を含んだ構成であった。また文学部は、「哲学科」「史学科」「地域文化学科」「言語学科」「文学科」「人類学科」の6大講座制という構成であった。これに対し第2次案では、法学部について、基本的には概算要求と同じ構想に立つものの全体規模を圧縮し、大講座名も「国際関係」を「国際法」に、「基礎社会科

学」を「基礎法学」に変更するなど部分的に修正を加え、法学中心に再構成した。これに伴いカリキュラム面の修正を行い、履修6コースは変更せず、教育科目数を45から32に削減した。大講座と履修コースとの対応関係も従前どおりとした。また、法学部の特色の1つとして経済学関係科目の充実を主張することにした。これは本学が経済学部を持たないことにもよるが、法学教育にとって経済学は不可欠な関連科目であり、この点を活用して従来の法学教育になかった広い社会科学的教育の実現を目指すこととされた。

また、文学部については、哲学系・行動科学系・史学系・文学系の4大講座制に整理・縮小した上で、哲学系では、固有の「哲学」の領域に加えて、多様化した科学の体系化を目指す「科学哲学」、美意識と美の表現形式を多角的に考究する「芸術学」を設置することとされた。行動科学系は、行動科学の2大支柱である「社会学」と「心理学」を立ててそれぞれの応用部門を併設し、両者をつなぐ接点として「社会心理学」を設け、学系としての関連性と一体化を目指すこととされた。史学系は、従来の「国史学」「東洋史学」「西洋史学」が社会経済史及び制度史に偏っていることから、「文化史学」及び「民俗学」を新設することにより人間社会のより包括的歴史像を構成すると同時に、複雑化した現代の国際関係を分析する「現代史」を新設し、歴史学を現代的課題に応えうる学問にすることとされた。文学系は、近年重要性を増した「米文学」を新設し学生の要望に応えること、仏文学に「仏語学」を増設し将来の大学院修士課程の専攻としての位置づけを目指すこと、「中国文学」に将来中国語学の講座を新設して同じく修士課程における中国学専攻の新設を目指すこと、「言語学」は「比較言語学」とともにアジアとヨーロッパの言語を関連して捉えることを意図することとされた。

しかし、文部省から更なる圧縮を求められたため、1978(昭和53)年2月には「熊本大学法文学部を法学部・文学部に分離する構想」(以下「第3次案」という)がまとめられた。

この案では、法学部は「公法」「民事法」「刑事法」「社会法」「基礎法学」「政治学」「経済学」の7講座とされた。また、履修コースとして、ほぼ従来の法学教育を目指す「法曹」、主として行政・政治部門についての専門知識を習得させる「行政・政治」、現代社会が生み出したさまざまな問題に対する幅広い知見を備えさせ、地方公務員の専門職を主たる進路とする「労働・福祉」、企業経営の仕組みに関連する法律知識を習得させる「産業管理」、法律・経済・政治の相互関連を認識させ、国際的視野に立った人材養成を意図した「国際関係」の5コースを設定した。

文学部は「哲学科」「地域科学科」「史学科」「文学科」の4学科とし、講座数も、哲学科は「哲学」「科学哲学」「芸術学」「倫理学」、地域科学科は「社会学」「比較社会学」「民俗学」「人文地理学」、史学科は「国史学」「東洋史学」「西洋史学」「文化史学」「考古学」、文学科は「国語学」「国文学」「比較文学」「英語学」「英文学」「米文学」「独語学」「独文学」「仏語仏文学」「中国語中国文学」「言語学」と更に縮小した案となった。

ここでの文学部の構成の特徴は、従来の哲・史・文の3学科に加えて、第4の学科として「地域科学科」を新設したことにあつた。この新学科は、大学基準協会の理事会において、哲・史・文の3専攻以外に第4として「人間関係学関係」、第5に「文化関係学関係」を包摂すべきとされたこと¹²に対応するもので、これらの研究領域に全面的に対応することはできないものの、第4、5の両専攻の中から「社会学」「民俗学」「人文地理学」を柱とする「地域科学」(regional science)という新たな研究分野¹³の開拓を目指すものであつた。

「地域科学」という名称について文部省は当初難色を示したが、これは、米国でのregional scienceが経済学・心理学を含んでいるが、それが欠けているのにregional scienceという名称が適当かとの問題があったと思われる。しかし、地域研究の基礎的理論の確立を目指すということで文部省の了承を得た。

この第3次案は、1979（昭和54）年度概算要求として1978（昭和53）年4月26日の教官会で承認された。同年5月に次年度概算要求がまとまると文部省との具体的な折衝が開始され、熊本県も「法文分離」を県の重点要求項目として各方面に働きかけた。

こうして、概算要求提出後の1978（昭和53）年7月3日と同月14日の2回にわたる折衝において文部省側からの見解が示された。7月3日の折衝では、

- ・2学部に分離する決め手となる理由がない。
- ・法学部関係
 - ①大講座といいながら教育科目に1人ずつ教授を付けている。
 - ②大講座制のメリットは何か。
 - ③教授と助教授の比率を合理的に説明して欲しい。
 - ④開放コースについて。
 - ⑤教官数51人は多い感じがする。
- ・文学部関係
 - ①社会的需要も少ないので増員は難しい。
 - ②地域科学科の問題点。
 - ③教官数45人は他の3大学に比較しても最小組織であるので、45人を強く要望。
 - ④教官数45人なら学生数は155人は必要。
 - ⑤不完全講座が8ある。これは困るので整理統合して欲しい。
 - ⑥教官数と学生数の比が合わない。

との指摘があり、これを受けて臨んだ7月14日の折衝では、大学側が分離改組の必要性を説明した上で、

- ・法学部について
 - ①大講座制の運営方法を説明
 - ②教授と助教授の比率についての考え方を説明
 - ③開放コースについては、
 - 1) 分離後2年目から実施することとし、来年は試行とする。
 - 2) 対象者を明確にした方がよい。
 - 3) 放送大学との関係。
 - 4) 資格につながらないときは公開講座になる。
- ・文学部について
 - ①地域科学科のイメージが明確でない。
 - ②教官数45人の根拠は何か。
 - ③教官数について、文部省としては今は言えない。

と更なる指摘があり、今回の折衝を踏まえて8月上旬には本省の考えを連絡するとされた。

これら折衝の結果は、同年7月17日の臨時教官会において学部長から説明され、周知が図られた。

その後、同年9月の文部省との再折衝において法文分離の構想について特に問題点を指摘されることがなかったため、次年度での法文分離の確証を得た本学では、具体的な教育研究組織の構成案に着手した。

また、同年8月28日の臨時教官会において、学部分離に伴う建物の割振り案が以下のよう提示され、承認された。

- ・法学部 150㎡×(21.5講座+5学科)+100㎡×3実験講座+780㎡(管理部)
- ・文学部 150㎡×(23講座+4学科)+100㎡×7実験講座+700㎡(管理部)

そして9月に入り、昭和54年度政府予算に対する文部省概算要求に熊本大学文学部及び法学部の創設が計上されたとの正式通知があり、発足に向けた諸準備が開始された。

まず、大学設置審議会における予備審査のための書類を1978(昭和53)年10月20日に、本審査のための書類を1979(昭和54)年1月13日に提出した。

学内においては、学部諸規則や教育体制(カリキュラム)その他につき検討する委員会を発足させた。文学部関係では1978(昭和53)年9月12日に規則制定委員会(委員長・迫徹朗教授、委員4名)及びカリキュラム検討委員会(委員長・吉田正憲教授、委員4名)を、法学部関係では同年10月4日に第一部会(主として規則類の準備、委員長・清水一行教授、委員4名)、第二部会(主として教育体制の検討、委員長・森脇庸太郎教授、委員4名)及び第三部会(主として生涯教育改革調査及び報告書の作成、委員長・植村啓治郎教授、委員4名)を発足させた。

1979(昭和54)年に入ると新学部発足に向けた準備が本格化した。1月9日の政府予算案において両学部の創設が承認されたことにより「昭和54年度熊本大学法文学部追加学生募集要項」が作成され、法学部の定員が240名となったため、75名の文学部の定員は160名となり、55名分の追加募集が1月26日に公表された。

また、2月16日には「熊本大学文学部及び法学部設置準備委員会要項」が学長裁定により承認された。要項の内容は以下のとおりであった。

- 1、熊本大学法文学部の分離改組による文学部及び法学部(以下「新学部」という)の設置に伴う移行措置のため新学部教授会が設置されるまでの間、法文学部に文学部設置準備委員会及び法学部設置準備委員会(以下「設置準備委員会」という)を置く。
- 2、設置準備委員会の組織は次のとおりとする。
 - (1)文学部設置準備委員会は、法文学部教授会の構成員のうち、文学部に配置される予定の者をもって組織し、法学部設置準備委員会は、法文学部教授会の構成員のうち、法学部に配置される予定の者をもって組織する。
 - (2)文学部設置準備委員会及び法学部設置準備委員会に夫々委員長を置き、委員長は委員の互選によるものとする。
- 3、設置準備委員会は、各学部に関する次の事項を審議する。
 - (1)諸規則の制定に関すること
 - (2)教員の選考に関すること
 - (3)学部長の選考に関すること
 - (4)評議員の選考に関すること
 - (5)各種委員会等の選考に関すること
 - (6)その他重要事項に関すること

同要項に基づき発足した文学部設置準備委員会（委員長・松垣裕教授、委員は哲学・史学・文学の3学科の教授全員）及び法学部設置準備委員会（委員長・鎌田浩教授、委員は法学科教授全員）は2月末から3月上旬にかけて、両学部の諸規則・細則等を審議決定するとともに、両学部長、評議員及び各種学部代表委員を選出した。

こうして、1979（昭和54）年4月、本学に文学部及び法学部の両学部が発足した。法学部は旧帝大系総合大学以外では一橋大学、神戸大学、広島大学に次ぐ11番目、文学部は10番目（筑波大学を除く）の誕生であった。

注

- 1 熊本大学教養部「昭和39年度 一般教育課程の案内」1ページ
- 2 熊本大学教養部「昭和40年度 一般教育課程の案内」1ページ
- 3 草原克豪『日本の大学制度—歴史と展望—』（弘文堂、2008年）105ページ
- 4 各学部から出された報告等は以下のとおりである。
工学部「熊本大学工学部教育カリキュラム『基本方針と時間配分の概略』」1992（平成4）年6月24日、薬学部教育研究改善部会「一般教育カリキュラム（案）に対する薬学部の基本的見解（中間報告）」1992（平成4）年5月、熊本大学医学部教育委員会「大学設置基準の改訂に伴う熊本大学における医学教育の見直し—中間報告—」並びに「熊本大学医学部教育カリキュラム（案）中間報告」その2「基本方針と時間配分の概略」1992（平成4）年5月、理学部教育研究体制検討委員会「大学設置基準の改正に伴う理学部教育課程の検討内容（中間報告）」1992（平成4）年6月24日、法学部大学教育検討委員会「大学設置基準の改正に伴う法学部教育の見直し（中間報告）」1992（平成4）年6月10日、教育学部教育研究改善検討委員会「教育学部におけるカリキュラムに関する検討（中間報告）」、文学部「一般教育のあり方についての文学部見解」1992（平成4）年9月16日
上記の各学部の教育改善案については、熊本大学教育研究体制検討委員会広報部会「熊本大学教育研究体制検討委員会報」第2号（1992年11月）に収録。
- 5 熊本大学『熊本大学現状と課題2教育編』（1997年）107ページ
- 6 樋口康夫「熊本大学のCALL教育について」『熊大だより』Vol.94（2001年）5ページ
- 7 『熊本大学六十年史 部局史編』（2012年）第1編第1章「医学部」12ページ
- 8 『熊本大学六十年史 部局史編』（2012年）第1編第5章「薬学部」152ページ
- 9 『熊本大学六十年史 部局史編』（2012年）第2編第1章「理学部」358ページ
- 10 『熊本大学六十年史 部局史編』（2012年）第2編第2章「工学部」414ページ
- 11 法学部における「開放コース」は、大学改革の一環として大学教育の開放の必要性が唱えられ、また、生涯学習の観点からは、大学教育を制度的に確立し充実した形で実施されることが望まれていることから構想された。法学部の専門教育を一般社会人（高卒以上）に開放し、本コースに独自の年間カリキュラムを組むことにより、一定程度体系的な専門教育を提供しようとするものである。
この「開放コース」の構想は、1977（昭和52）年4月の「熊本大学法学部の創設と教育・研究体制の改革」の中で打ち出されたもので、翌年3月の「熊本大学法文学部の分離改組と法学部及び文学部創設に関する調査報告」にまとめられ、そのまま1979（昭和54）年度概算要求に盛り込まれた。

1978（昭和53）年7月の文部省との折衝において、本制度を1979年度から実施するにはなお検討すべき点が多いとして、さしあたり同年度は半期16単位相当の試行とし、その間に必要なデータを集めて今後の正式発足に備えることになった。そのため「熊本大学法学部『開放コース』試行実施計画について」を1978年7月に提出し、同年8月4日にはこの計画が実施不可能な場合に備えて第2案を代案として提出した。

- 12 大学基準協会理事会「文学部における教育の実施方法について（案）」『大学基準協会会報』第35号（1977年12月）
- 13 地域科学科の講座構成について文部省から文化人類学講座の必要性を指摘されていた。そのため、発足時から1992（平成4）年までは非常勤講師で対応してきたが、1993（平成5）年度に「文化人類学」の講座設置が実現した。